

第 5 8 号議案

加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年加東市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

| 改 正 前          | 改 正 後          |
|----------------|----------------|
| (特定教育・保育の取扱方針) | (特定教育・保育の取扱方針) |

|  |  |
|--|--|
| <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（特定地域型保育の取扱方針）</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> | <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（特定地域型保育の取扱方針）</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> |
|--|--|

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

第2条 加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前</p> | <p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> | <p>子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> |
|--|--|

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

（加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年加東市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

| 改 正 前  | 改 正 後  |
|--|--|
| <p>（保育の内容）</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> | <p>（保育の内容）</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年9月16日から施行する。

## 第58号議案 要旨

加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（要旨）

### 1 改正理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

### 2 改正内容

(1) 加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第1条関係）

こども家庭庁の設置に伴い、保育の内容に関する指針を定める者が厚生労働大臣から内閣総理大臣に変更されたため、所要の文言整理を行うこと。（第15条及び第44条）

(2) 加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）

引用条項の項ずれを改めること。（第15条）

(3) 加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第3条関係）

こども家庭庁の設置に伴い、保育の内容に関する指針を定める者が厚生労働大臣から内閣総理大臣に変更されたため、所要の文言整理を行うこと。（第25条）

### 3 施行期日

(1) 2(1)及び2(3)関係 公布の日

(2) 2(2)関係 令和5年9月16日